

# 新型コロナウイルス対応状況チェックリスト（訪問系サービス用）

※ 感染防止対策の徹底を職員間で徹底するために、定期的（週に一回程度が望ましい）にチェックしましょう。（1.～5.） ※ 有症状者・濃厚接触者が発生した場合の対応は次ページ（6.①～③）  
 ※ 実行出来ている項目にチェック、出来ていない項目については職員間で徹底するために具体的に取り組みましょう。

事業所名		確認責任者		印
確認期間	令和 年 月 日～ 令和 年 月 日			

項目	確認事項	チェック【日付・回】						
		/	/	/	/	/	/	/
<b>1. 事業所における感染防止策</b>		/	/	/	/	/	/	/
消毒用アルコールの設置	施設入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、掲示、回覧等により消毒の徹底を呼び掛けている。							
手すり等の消毒	日常多数が触れる、ドアノブ、机、椅子、手すり等の消毒を徹底している。							
換気の実施	定期的に窓を開け、換気を実施している。（推奨目安30分に1回、5分～10分程度）							
事業所内の清掃の実施	事業所内をこまめに清掃、消毒している。（特に電話 PC、複合機など）							
事業所内の密集回避	更衣室などの狭い空間での会話は避ける。休憩室での食事など近距離でマスクを外した状態での会話は避ける。							
廃棄物の処理 （自事業所で廃棄している場合）	感染性廃棄物は、直接触れないようにして適切に処理している。							
衛生用品等の確保	マスク、消毒液、手袋、ゴーグル、ガウン等が（2週間程度分）確保できている。訪問時は必ず携帯する。							
職員間の情報共有	感染防止に向け、職員間で情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し進めている。							
取組方針	社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行う。							
人員基準	「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（R2.2.17厚生労働省事務連絡）等による柔軟な取扱いを理解している。							

<b>2. 感染症発生に備えた体制整備</b>		/	/	/	/	/	/	/
神戸市への連絡	感染が疑われる者が発生した場合の連絡先を把握している。または連絡先を職員がわかる場所に掲示している。 神戸市福祉局監査指導部：平日9:00～17:30 [TEL] 078-322-6326 [FAX] 078-322-6045/土日祝9:00～17:00 [TEL] 080-7490-5769 [神戸モデル-早期探知地域連携システム] 発生状況連絡票をFAX							
利用者の健康状態の把握	感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態（検温等）や変化の有無等に留意している。							
感染者が発生した場合に備えた記録の準備	利用者のケア記録（体温、症状等わかるもの）							
	直近2週間の勤務表に体温・症状などの記載							

<b>3. 職員（サービス提供職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等全員）への対応</b>		/	/	/	/	/	/	/
マニュアルの周知	国が作成した「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」や動画「やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策」、厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き（第1版）、介護保険事業に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の徹底について（マニュアル）等の内容を確認し、職員全員に周知している。							
感染予防対策研修の実施	専門家による研修やビデオ「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等を使い感染予防対策の研修を実施している。							
感染拡大防止の取組	職場に限らず、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底している。							
体温計測	各自、出勤前に体温を測定し、記録を残す。 37.5度以上の発熱等の症状が認められる場合には出勤しない。同居家族についても同様。							
発熱後の出勤	過去に発熱が認められた場合は、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは出勤を行わない。							
職員の健康状態の把握	職員本人や家族が発熱等の症状が認められる場合、管理者に報告する仕組みを構築し、管理者は確実に把握している。また、感染者と食事をしたことが判明するなど濃厚接触者となった場合は、症状の如何に関わらず管理者に速やかに報告する。 発熱等の症状が解消しても引き続き健康状態に留意している。							
手洗い	出勤後や外出後など、定期的に液体石けんを用いた流水での手洗いをを行うよう、全職員に徹底している。							
アルコール消毒	入口等に消毒用アルコールを設置し、消毒を徹底している。							
マスクの着用・咳エチケット	サービス提供時や事業所内での正しいマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。							
海外渡航歴の確認	職員とその家族の海外渡航歴の確認を行っている。また、県外移動への報告も行っている。							

<b>4. 来所者、委託業者等への対応</b>		/	/	/	/	/	/	/
外部業者等への対応	物品の受け渡し等は玄関など事業所の限られた場所で行っている。							
アルコール消毒	事業所入口等に消毒用アルコールを設置し、来所時や手洗い後に消毒を徹底している。							
手洗い	流水下における液体石けん等での十分な手洗いを徹底している。							
マスクの着用、咳エチケット	事業所内での正しいマスクの着用等、咳エチケットを徹底している。							

<b>5. 利用者への対応</b>		/	/	/	/	/	/	/
利用者の健康状態の把握	感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意している。							
利用者の体調把握	サービス提供前に利用者の体調（検温）を確認し、発熱等の症状が認められた場合には、適切な相談及び受診を促す。（同居家族がいる場合も確認。）							
訪問時の対応	マスクを着用し、訪問時に手洗い、うがい、消毒用アルコールによって手指を消毒する。 また、利用者や家族にも可能な限りマスクを着用していただく。							
訪問時の環境整備	換気を行うとともに、室温を測り、適温（夏場：温度25℃～28℃ / 湿度45%～60% 冬場：温度18℃～22℃ / 湿度55%～65%）に努める。							
発熱等の対応	発熱等した際は、主治医にまずは相談する。息苦しさや強いだるさ、高熱などの症状があるとき、基礎疾患のある重症化しやすい方で発熱や咳、のどの痛みなど比較的軽い風邪の症状が続くときは神戸市新型コロナウイルス専用健康相談窓口へ相談症状には個人差があります。強い症状と思う場合は速やかに相談。また、解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。							
感染症に関する情報提供	在宅で生活する上での留意事項等を利用者・家族に伝えている。							

